

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

制定 平成29年6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人焼津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会職員等旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表 1

費用弁償の額

日額 3, 0 0 0 円 (源泉所得税を除く)